

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
糸魚川市	(略) <u>アグリ よしだ病院</u> アグリケアコート いといがわ (略)	(略) 糸魚川市横町五 丁目9-12 糸魚川市横町5 丁目9-12 (略)	糸魚川市	(略) <u>よしだ病院</u> 老人保健施設ケア ポートよしだ (略)	(略) 糸魚川市横町五 丁目9-12 糸魚川市横町5 丁目9-12 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。